（軽微な変更）

第四十九条　法第百二十二条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　認定中小企業承継事業再生事業者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、中小企業承継事業再生の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

2　法第百二十二条第二項の規定により中小企業承継事業再生計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定中小企業承継事業再生事業者は、様式第五十一による届出書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（認定中小企業承継事業再生計画の変更の指示）

第五十条　主務大臣は、法第百二十二条第六項の規定により認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十二による書面を当該変更の指示を受ける認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

（認定中小企業承継事業再生計画の認定の取消し）

第五十一条　主務大臣は、法第百二十二条第五項又は第六項の規定により認定中小企業承継事業再生計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十三による書面を当該認定が取り消される認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

（事業の承継の報告及び行政庁への通知）

第五十二条　法第百二十三条第二項の規定による報告は、様式第五十四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　吸収分割契約書、新設分割計画書又は事業譲渡契約書の写し

二　承継事業者が承継する事業に従事する従業員の名簿

三　承継事業者の会計帳簿の写し

四　その他主務大臣が必要と認める書類

2　法第百二十三条第三項に規定する通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

第五章　雑則

（創業支援事業計画又は中小企業承継事業再生計画に関する権限の委任）

第五十三条　中小企業承継事業再生計画に関する総務大臣の権限は、当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　次の各号に掲げる財務大臣の権限は、当該各号に定める財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する財務大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する財務局長又は国税局長

二　中小企業承継事業再生計画に関する財務大臣の権限　当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は国税局長

3　次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する厚生労働大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方厚生局長

二　中小企業承継事業再生計画に関する厚生労働大臣の権限　当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

4　次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する農林水産大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方農政局長

二　中小企業承継事業再生計画に関する農林水産大臣の権限　当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

5　次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する経済産業大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する経済産業局長

二　中小企業承継事業再生計画に関する経済産業大臣の権限　当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

6　次の各号に掲げる国土交通大臣の権限は、当該各号に定める地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する国土交通大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長

二　中小企業承継事業再生計画に関する国土交通大臣の権限　当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長

7　次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する環境大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方環境事務所長

二　中小企業承継事業再生計画に関する環境大臣の権限　当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

（実施状況の報告）

第五十四条　認定新事業活動実施者、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、認定新事業活動計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定新事業活動実施者については様式第五十五により、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者については様式第五十六により、主務大臣に報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあっては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

2　前項の報告を受けた主務大臣（認定新事業活動計画に係るものに限る。）は、遅滞なく、当該報告を法第十条第五項の規定による同意をした他の関係行政機関の長に送付するものとする。

3　認定事業者（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特定事業再編に係る資金計画を含む特定事業再編計画の認定を受けた者に限る。次項及び次条各号において同じ。）は、当該資金計画に係る債権放棄について事業再編債権者又は特定事業再編債権者との間で合意した日（以下この項において「債権放棄合意日」という。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（事業再編に関連する再建計画又は特定事業再編に関連する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従って必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない。